

国、地方公共団体や 公共・公益法人等と消費税

- このパンフレットは、国、地方公共団体、公共・公益法人等に係る消費税の
■納税義務の特例 ■資産の譲渡等の時期の特例 ■仕入控除税額の特例 ■申告、納付期限の特例
などについて説明したものです。
また、「令和元年10月1日前に借入金を財源として課税仕入れを行い、当該借入金の返済に充てる補助金の
の交付を受けた場合における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算(P22参照)」など、「国、地方公共
団体、公共・公益法人等の消費税Q&A」も掲載しております。
(令和5年4月1日現在適用されている法律に基づいて作成しています。)
- 令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行
う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等
についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出するこ
とが義務付けられています。詳しくは、16ページをご覧ください。
- インターネット等を介して、国外から国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等の
役務の提供及び国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等に係る役務の提供に係る消費税の課税
関係につきましては、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」
に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご覧ください。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄につきましては、パンフレット『消費税のあらまし』をご覧ください(国
税庁ホームページからダウンロードできます。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、税務署での待ち時間なく相談に対応できるよう、あら
かじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する改正のお知らせや法令解釈通達、質疑応答事例などを掲載し
ています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【 国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp> 】

適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）
が開始されます。

※ 「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、登録を受けた
事業者（適格請求書発行事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付
することができます。

詳しくは、62～64ページをご覧ください。

- インボイス制度に関する一般的な電話相談は、インボイスコールセンター
(インボイス制度電話相談センター) で受け付けています。
専用ダイヤル 0120-205-553 (無料) [受付時間] 9:00～17:00 (土日祝除く)
- 税務相談チャットボット（インボイス制度）も公開していますので、ぜひご利用ください。
ご質問を入力いただくと、AI（人工知能）が自動でお答えします。

登録申請は、e-Taxをご利
用いただくと手続きがスム
ーズです。

チャットは
こちらから



目次

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | 特例制度の概要 | 1 |
| 2 | 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例 | 2 |
| 3 | 資産の譲渡等の時期の特例 | 3 |
| (1) | 資産の譲渡等の時期の原則 | 3 |
| (2) | 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例 | 3 |
| 4 | 仕入控除税額の計算の特例 | 4 |
| (1) | 仕入控除税額の計算の原則 | 4 |
| (2) | 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例 | 4 |
| (3) | 特例計算の対象となる事業者 | 4 |
| (4) | 特定収入の概要 | 6 |
| (5) | 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の用途の特定方法 | 8 |
| (6) | 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算 | 11 |
| 5 | 申告・納付期限の特例 | 15 |
| (1) | 国、地方公共団体の特別会計 | 15 |
| (2) | 公共・公益法人等 | 15 |
| 6 | 帳簿の記載事項及び保存 | 16 |

II 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q & A

| | | |
|-------|-----------------------------------|----|
| (問1) | 免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定 | 17 |
| (問2) | 借換債の償還に充当した繰入金等 | 18 |
| (問3) | 繰越金 | 18 |
| (問4) | 繰越明許費 | 19 |
| (問5) | 地方自治法上の繰上充用 | 19 |
| (問6) | 借入金の利子の支払に使用することとされている補助金 | 20 |
| (問7) | 人件費に用途が特定されている補助金 | 20 |
| (問8) | 消費税の還付金 | 20 |
| (問9) | 公益法人等の申告単位 | 21 |
| (問10) | 一部事務組合への適用関係 | 21 |
| (問11) | 令和元年10月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合 | 22 |

III 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

| | | |
|-------|--------------------------------------|----|
| (事例1) | 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 | 24 |
| (事例2) | 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合 | 36 |
| 1 | 個別対応方式を採用している場合 | 36 |
| 2 | 一括比例配分方式を採用している場合 | 50 |

参考 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について(令和5年10月1日～) 62

索引 65

○ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について
社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。
国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。